貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和７年１月)

１月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	株式会社エムワイ観光（法人番号９４５０００１００７０８１）代表者寺田政行	北海道旭川市永山北２条９丁目１３番地１２	本社営業所	北海道旭川市永山北２条９丁目１３番地１２	R7.01.16	処分日車数４０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第１項　他２件	令和６年１１月２２日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）運行記録計による記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２６条第１項）、（２）運行指示書の記載事項義務違反（運輸規則第２８条の２第１項）、（３）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）	4	27
	以下余白									